

平成28年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成28年3月8日（火）

議 事 日 程（第3号）

平成28年3月8日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	3番	藤田謙二	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷渉	議員
8番	平山晶邦	議員	9番	益子慎哉	議員
12番	高星勝幸	議員	13番	成井小太郎	議員
14番	茅根猛	議員	15番	福地正文	議員
16番	川又照雄	議員	17番	後藤守	議員
18番	黒沢義久	議員	19番	高木将	議員
20番	宇野隆子	議員			

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	植木宏	総務部長
加瀬智明	政策企画部長	檜村浩治	市民生活部長
西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
山崎修一	商工観光部長	生田目好美	建設部長
斎藤広美	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
江幡正紀	消防長	菊池武	教育次長
関正美	農業委員会事務局長	鈴木淳	秘書課長
笹川雅之	総務課長	大和田隆	監査委員

事務局職員出席者

宇野智明	事務局長	榎一行	事務局次長
鴨志田智宏	議事係長		

午前 10 時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○深谷秀峰議長 日程第 1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

5 番木村郁郎議員の発言を許します。5 番木村郁郎議員。

〔5 番 木村郁郎議員 登壇〕

○5 番（木村郁郎議員） おはようございます。5 番，木村郁郎でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1 点目は市民所得の向上についてであります。

本市が安定した人口構造を将来にわたって維持し、持続可能な活力ある地域を保持していくために、現在、継続的に取り組んでおります少子化・人口減少対策とともに不可欠であるのではと考えております、市民所得の向上に向けた事業の推進についてお伺いいたします。

初めに、①として、現在までも市内産業の各分野において振興を図り、市民所得の向上を目指していることと思いますが、本市の市民所得の現状を茨城県内地域の比較とあわせてお示ください。その上で②として、市民所得の向上に向けて本市が一丸となって取り組んでいく道筋となる施策をお示ください。

国においては地方の人口減少に歯止めをかけ、活力ある日本社会を維持していくことを目的に、まち・ひと・しごと総合戦略を策定しており、また本市においても、常陸太田市まち・ひと・しごと総合戦略が策定されておりますが、市民所得の向上に寄与する事業について特化してご説明いただければと思います。

また市民所得の向上のためには、市内各種産業により生み出される市内総生産の向上を図る必要があると思います。市内の働く場所と労働人口の増加の核となる市内工業団地の企業立地状況、及び過去 3 年間の従業員数、市内在住者の雇用状況についてもあわせてお聞かせください。

次に、（２）市と民間企業との契約についてであります。企業の適正利益と働く人の賃金が守られる制度についてお伺いします。

この質問は市民所得という観点からすると、向上というよりも企業の適正利益の確保により労働条件が確保され、適正な賃金水準が守られることにより、所得の下支えになるという考えに基づくものですが、前段でお伺いしております市民所得の向上に向けての各種事業に取り組んでい

る本市においては、民間企業との工事、サービスの提供や物の購入等についての公契約においても、適正な措置を講じ、一定の基準を設けて入札、契約が行われているのかお伺いするものでございます。

2点目のふるさと常陸太田寄附金についてでございますが、(1)①の寄附金収入額と市民税控除額の推移につきましては、昨日の藤田謙二議員の一般質問に対するご答弁により理解いたしました。ありがとうございました。平成27年度の確定申告により、控除を受けられる方についての控除額については、確定した後にお伺いしたいと存じます。その上で、寄附金の額と事業運営経費の割合について再度確認をさせていただきます。今年度は約41%ということでしたが、今後も40%程度を維持するという理解でよろしいでしょうか。こちらのほうはご答弁のほう、よろしくお願いいたします。

また、②の今後の取り組みについても、寄附していただいた謝礼金の充実として品目の追加やバンジージャンプにも拡充されるということで、交流人口の増加や寄附の増加につながることを期待いたしております。全国的にも謝礼については、品物から寄附先の魅力を知っていただくための体験型へ変化しているようでございます。常陸太田に来ていただいて、常陸太田ならではの魅力を体感していただく体験型謝礼について、藤田議員も民泊等を提案されておりましたが、内容を検討、追加される品目があればご紹介ください。

次に、(2)として、平成27年度税制改正において始まったふるさと納税ワンストップ特例制度の導入による影響についてをお伺いいたします。

このワンストップ特例制度は、国の最重点課題である地方創生を推進するため、特例控除額をおよそ2倍に、また確定申告の不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合、確定申告をしなくても寄附金控除を受けられるように手続の簡素化を図り、ふるさと納税制度の拡充につながることを期待して改正がなされたものですが、この制度が導入されたことによる本市への影響についてお聞かせください。

次に、発言の3点目は、高齢者福祉施策のさらなる充実についてでございます。

本市においては現在、高齢者の方が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中心として、見守りや問題の早期発見、高齢者の孤立を防ぎ、市民が主体的に取り組み、ともに支え合いながら、関係機関が連携をしていく体制の整備が進められているところであります。その上で、今回の一般質問においては、現行の緊急通報体制整備事業と配食サービス事業の対象者を、第2号被保険者の認定者の方まで拡充してはいかがでしょうかというご提案でございます。

緊急通報装置については、在宅対象者の日常生活における不安の解消と、急病や災害等の緊急時の迅速な対応につながります。配食サービスについても、調理することが困難な方に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、見守り、安否確認が行えますので、対象者が安心して生活をしていく上で必要なサービスです。

そこでお伺いいたします。

初めに、①として、現在、第2号被保険者の方で特定疾病により介護認定を受けられている方

は何人いらっしゃるのでしょうか。人数をお聞かせください。②として、緊急通報体制整備事業と配食サービス事業の対象者を第2号被保険者の認定者の方まで拡充することについてのお考えをお伺いいたします。

以上、3項目についてお伺いしまして、1回目の質問を終わりにします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 市民所得の向上策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、市民所得の現状についてお答えをいたします。市民所得につきましては、茨城県企画部統計課が公表しております茨城県市町村民経済計算により示されております。この市町村民経済計算は、地域経済の規模や成長、さらには所得水準などを包括的に明らかにしようとするもので、GDP、国民総生産の市町村版に当たるものでございます。

市民所得は給与などの雇用者報酬及び財産所得、並びに法人、自営業などの企業所得の3つの要素の合計でございまして、平成25年度における本市の状況について申し上げますと、市全体の市民所得の合計は1,337億1,000万円となっております。常住人口1人当たりの市民所得は249万1,000円となっております。

茨城県内の常住人口1人当たりの市民所得の状況の比較について申し上げますと、県北山間地域、本市を含みます常陸大宮市、太子町が対象になりますが、平均では246万7,000円。県北臨海地域の平均でございしますが、北茨城市、高萩、日立、ひたちなか市、那珂市と東海村の平均になります。こちらの平均では293万円。県北地域全体平均では284万4,000円となっております。なお茨城県全体では、313万6,000円となっており、本市を含む県北山間地域におきましては県全体での額を下回っている状況にございます。

市民所得の向上のためには、議員ご発言のように、第1次産業及び第2次産業、並びに第3次産業などから生み出されます市内総生産の向上を図る必要がございます。市内の経済活動で生産をされた付加価値の合計額でございまして市内総生産額の推移について見てみますと、第1次産業におきましては、平成25年度は40億7,800万円で、平成24年度額35億1,800万円と比較をし、5億6,000万円増加をしております。一方、第2次産業、第3次産業につきましては、平成25年度は1,147億1,700万円であり、平成24年度額1,178億6,000万円と比較し、31億4,300万円減少している状況にございます。

これらのことから、本市におきましては、特に商工業の活性化が喫緊の課題であると考えております。

続きまして、所得向上についての事業についてのご質問にお答えをいたします。

ただいまご説明いたしました課題の克服のため、これまで実施をしましてまいりました各産業分野へのさまざまな支援の継続とともに、市内における働く場を確保し、労働人口をさらに拡大することが特に重要であると考えております。

このような状況の中、常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年12月に策定をし、その中で本市が安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を保持していくため、

これまで市が進めてまいりました少子化・人口減少対策、子育て支援策、雇用創出策、産業振興、商業地域開発等を反映させた市の自主性、主体性を発揮した施策を推進することとし、4つの基本目標を掲げ、特に仕事及び雇用創出のため、本市の特性を生かした産業振興と安定した雇用の場を創出することを基本目標の1番に掲げたところでございます。

この基本目標達成のために行う事業を、総合戦略の最重要事業と位置づけておりまして、市街地に隣接をいたします仮称東部東地区へ商業、業務機能を集積し、市内における買い物環境など日常生活基盤の強化とともに、地域内における経済循環の促進、子育て中の女性を視野に入れた雇用の場の確保を図ることを目的といたしまして、新たな市街地開発を推進するとともに、企業誘致を積極的に進めてまいります。

さらに、本市における産業、地域経済の活性化及び新たな雇用の創出に関しましては、市内において起業、創業をする者への支援、市内就業への機会創出のための合同就職面接会の開催、UIJターンによる就職者支援、市内中小企業の経営基盤強化を目的とした新製品、新技術開発や販路拡大などを支援してまいります。

また、農業等従事者の所得向上につきましては、農林畜産業の振興などを目的として整備をいたします道の駅ひたちおおたを拠点とし、農産物等の生産量の拡大及び販路の拡大を図りながら、農産物等の6次産業化を奨励し、もうかる農業を推進するとともに、新規就農を希望する者へ就農奨励制度を整備し担い手を確保するなど、農業の振興に努めることとしております。

今後におきましては、基本目標の達成に向け、ただいま申し上げました各事業を着実かつ効果的に展開、推進をし、本市における市内総生産並びに市民所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 商工観光部長。

〔山崎修一商工観光部長 登壇〕

○山崎修一商工観光部長 市内工業団地の企業立地状況及び過去3年間の従業員数、市内在住者の雇用状況についてのご質問にお答えいたします。

市内工業団地の現在の企業立地状況ですが、常陸太田工業団地が17企業、ハイテクパーク金砂郷工業団地が7企業、宮の郷工業団地につきましては、本年度、日立造船株式会社宮の郷バイオマス責任事業組合及びカーレポ株式会社が操業を開始し、6企業となっております。未分譲地は宮の郷工業団地の1区画となっております。

次に、これら工業団地の過去3年間の従業員の状況につきましては、平成25年度は947名、平成26年度は958名、平成27年度は1,166名と年々増えており、平成25年度と比較して219名の増となっております。また、従業員のうち、市内在住者の過去3年間の雇用状況につきましては、平成25年度は392名、平成26年度は416名、平成27年度は458名と年々増えており、平成25年度と比較して66名の増となっております。引き続き企業誘致等を進めることにより、雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 総務部関係の２点のご質問にお答えをいたします。

初めに、市民所得の向上策についてのご質問の中で、市と民間企業の契約についてのご質問にお答えをいたします。

現在の本市の発注方法としましては、一般競争、指名競争または見積もり比較等の価格競争により、工事の請負、業務の委託、物品の購入等について契約を締結しているところでございます。公共事業の発注につきましては、より適正な競争性が確保されるよう、事業規模にあった入札の条件等を設定しており、事業費の抑制につながっているところでございます。

なお、発注する工事の業種によりまして、社会的な影響による過当な競争が働き、より低価格での落札となることがございます。この場合は、適正な工事が施工できるかどうかについて、発注者として判断する必要がありますことから、一定の入札価格を下回った業者については、低入札価格調査制度に基づく価格調査を実施し、工事費の積算や下請け業者との契約が適正に行われ、法に基づいた労働条件が確保されているかなど、関係法令の遵守について確認をしているところでございます。

また、国では、労働者の保護の観点から、ダンピング対策についての法整備がなされており、市町村も適正な措置を講ずることとされておりますので、今後におきましても他の自治体の動向を踏まえながら、低入札価格調査制度の見直しや最低制限価格の導入等について検討してまいります。

次に、ふるさと常陸太田寄附金についてのご質問の中で、寄附金の額と事業の運営経費の割合についてのご質問にお答えをいたします。

当市の謝礼品の還元率でございますが、寄附金額の４割といたしております。他自治体におきましては、５割以上の還元率により取り組まれているところもございますが、本市の謝礼品贈呈の目的は、寄附の推進と市内産業の活性化及び交流人口の拡大による地域振興を図るものであり、引き続きまして費用対効果と制度の趣旨に沿った運用を念頭に、ふるさと納税の取り組みを検討してまいりたいと考えております。

また、体験型の謝礼でございますけれども、４月からは竜神大吊橋のバンジージャンプ、さらにはレンタルレーシングカート、これを謝礼品として追加してまいりますけれども、今後につきましても、本市の魅力向上につながるような謝礼品の追加に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ワンストップ特例制度の導入による影響についてのご質問にお答えをいたします。

まず、ワンストップ特例制度でございますが、平成２７年度税制改正におきまして、国がふるさと納税の拡充を図るため、特例控除額の拡充とあわせまして、申告手続の簡素化といたしまして創設をされたものでございます。これにより、今まで税額控除を受けようとする場合は全ての寄附者が確定申告をしなければなりませんでした。が、もともと確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合は、特例として確定申告をせずに税額控除が受けられるよう、納税者の利便性が図られたものでございます。

当市におきましては、平成２７年７月より謝礼品を拡充し、ふるさと寄附の推進を図ってまい

りましたが、今年度における寄附件数及び寄附金額につきましては、2月末現在におきまして1,399件、4,319万円となっており、平成26年度と比較をいたしますと、金額では15倍と大幅に増えております。これらの要因として、謝礼品とあわせまして特例措置が創設されたことによる相乗効果があったものと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 まず初めに、第2号被保険者の方で特定疾病により介護認定を受けている方の人数についてお答えいたします。

40歳から64歳までの第2号被保険者の方で、脳血管疾患などの特定疾病が原因で要介護認定を受けている方の人数でございますが、平成28年2月時点で認定者総数3,138人のうち70人、2.2%となっております。

続きまして、緊急通報装置事業と配食サービス事業の拡充についてのご質問にお答えいたします。

本市における高齢者福祉サービスにつきましては、基本的には65歳以上の方を対象といたしまして、大きくは4つの考え方でサービスを提供しております。まず1つ目が、要介護支援認定を受けている方も非該当の方も受けられるサービス、2つ目が要介護・要支援認定非該当の方が利用できるサービス、3つ目といたしまして要介護支援認定を受けている方が利用できるサービス、そして4つ目といたしまして介護をしている方等へのサービスの4つの視点に立って、各種のサービスを行っているところでございます。

その中で、ご発言の緊急通報体制等整備事業につきましては、ひとり暮らし高齢者等が急病や災害などで援助を必要とするときに、市の消防本部に通報する緊急通報用の電話等を貸与することによりまして、当該高齢者等の救助、援助を行う支援体制の整備を行うものでございます。

また、配食サービス事業につきましては、自分で調理することが困難な在宅の高齢者等に対しまして、定期的に居宅を訪問いたしまして、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、当該高齢者等の健康保持あるいは安否確認を行う事業でございます。

いずれも高齢者に対する福祉サービスということで、65歳以上の方を基本要件としておりまして、さらに見守り、安否確認を真に必要とする方に対しまして行うという観点から、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯を対象として実施しているところでございまして、議員ご発言のようにこれらの事業対象者を40歳から64歳までの第2号被保険者の方で、要介護認定を受けた方まで拡充するということになると、ご提案のサービスのみにとどまらずに、現在、市が行っている高齢者に対する福祉サービス全体の考え方を視野に入れた検証・検討が必要ということになってまいりますし、またサービスを拡充していくということになりますと、それに伴う財政負担の問題も考えていく必要がございます。

さらに、近隣自治体の取り組み状況を見ましても、ご提案の2事業も含めましてほとんどの高齢福祉サービスにおいて、第2号被保険者で要介護認定を受けた方まで対象を広げている、実施しているというところはございませんので、まずは第2号被保険者で要介護認定を受けた方の日

常生活等の実態を把握いたしまして、拡充の必要性がどの程度考えられるのかなども含めまして研究、検討課題とさせていただきます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

〔５番 木村郁郎議員 質問者席へ〕

○５番（木村郁郎議員） ただいまは、質問項目についてご答弁をいただきましてありがとうございました。

１の（１）の市民所得の向上に向けた事業の推進については、各々の産業における市内総生産額の数値目標を掲げて、逆算的に各産業分野での事業を推進していくこともひとつの方法であるのかなというふうに感じました。

先ほどの答弁にも、工業団地の企業立地数が、本年度２企業が操業し３０企業となり、過去３年間の従業員数及び、そのうちの市内在住者数も順調に推移しているというご答弁でありましたが、分譲地のあきがあと１区間となっていることは大いに気にかかる点でございます。

商工業の活性化が喫緊の課題であると、先ほどの答弁にもこのとおりの言葉があったと思うんですけれども、喫緊の課題である本市においては、今後の企業誘致による雇用の創出や市内総生産の向上のためには、その器となる工業用地が必要になるのではないかというふうに考えます。農林畜産業の振興拠点としての道の駅ひたちおおたの運営、そして商業サービスの拠点となる東部東地区の土地区画整理事業とあわせて、早急に検討すべき課題であるというふうに思います。

本日は、来年度に向けての私の検討課題としてこの程度にとどめたいと思います。よろしくお願いいたします。

（２）の市と民間企業との契約については１点確認をさせていただきます。

ご答弁では、工事の請負についての対応をお示しいただいたと思うんですけれども、サービスの提供や物の購入についても、同じような考えに基づいてなされているのかどうかということについて、もう一度すいませんがお願いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 現在、市におきましては、公共工事において適用いたしております低入札価格調査制度は、役務の提供や物品購入には設けていないところでございます。法に基づきました労働者賃金が確保されますよう、労務単価が規定をされている業務に係る契約につきましては、国や県の状況、動向を見ながら、今後制度につきまして検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○５番（木村郁郎議員） ありがとうございました。地方自治体の厳しい財政状況が、低価格契約による民間企業の利益減少、つまりは市内総生産の減少につながり、その結果、賃金などの労働条件の悪化により、従業員である市民の生活が不安定になる、悪循環につながるような契約とならないよう、制度やただいまお話しいただきましたような仕組みの整備についてご検討をお願いしたいと思います。

次に、２の①のふるさと常陸太田寄附金について、寄附金額と事業運営経費の割合については

ご答弁により理解いたしました。安定したふるさと常陸太田寄附金の運営のため、維持していくことをお願いいたします。

③の今後の取り組みについては、謝礼として体験型のバンジージャンプとレンタルレーシングカートが追加されるということで、ともに常陸太田の風を体感、体験できることですので、交流人口の増加につながるということを期待いたしております。

ふるさと常陸太田寄附金についての（２）の①ワンストップ特例制度の導入による影響については、謝礼品の充実との相乗効果により、寄附金が増えたという点は評価できる点かと思います。

では、特例制度が導入されたことによる職員の方の事務負担についてお伺いいたします。この特例制度導入により、各自治体では住民税課税のための調整が必要になると思うのですが、職員の方の事務負担の変化についてお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 特例制度によります職員の事務負担でございますけれども、当該制度の適用を受けるに当たりましては、まず寄附者は寄附金税額控除に係る申告特例申請書の原本を寄附先の自治体へ提出しなければなりません。申請を受けました寄附先の自治体は、寄附者の個人住民税を課税している自治体へ寄附金税額控除に係る申告特例通知書によりまして、寄附者の住所、氏名、寄附金額等の通知をいたすこととなります。個人住民税の課税自治体におきましては、当該通知に基づきまして、寄附者の住民税から控除を行うこととなります。

当市におきましては、今年度、ワンストップ特例制度により他自治体へ通知をいたしましたものが、１月に３５５人分、２００市区町村でございました。また、当市の市民が他の自治体へ寄附をしておりますので、当市も逆に他自治体から通知を受け、当該通知に基づき処理をいたしましたものが、この件数を申し上げますと、２月末で他の自治体へ寄附をし、ワンストップ特例制度の適用を受けられる方が９７人おりまして、２０５件の通知が２県１２９市町村から届いてきているところでございます。この通知書によりまして、寄附者の住民税から控除を行うこととなります。

以上のような事務が生じてまいりますが、現在のところは通常の事務の範囲内で処理ができるものと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○５番（木村郁郎議員） ありがとうございます。今年度のところは通常の事務の範囲内で処理できるということでございましたけれども、来年度の予算では、ふるさと常陸太田寄附金は７、０００万円と今年度の６割増しとなっております。当然、ただいまご答弁いただいた事務の増加ということが見込まれると思いますので、その点については適宜、適切に対応をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、ワンストップ特例制度についてのもう一つの質問に移らせていただきます。この質問は本市だけのことでなくて、ワンストップ特例制度の仕組みについてのご見解をお伺いしたいと思います。

ワンストップ特例制度とは、答弁にもありましたが、個人住民税所得割額の１割から２割への控除上限額の拡充とあわせて、昨年度までは税額控除を受ける場合は、全ての寄附者が確定申告

をしなければならなかったのですが、今年度からは給与所得者がふるさと納税をした場合には、特例として確定申告をせずに控除を受けられる制度です。

寄附者にとっては、申告手続が簡略化、簡素化されたということで、利便性が向上されたんですけれども、国と地方自治体間での控除税額の負担という観点からすると、国税控除額分を地方自治体が住民税でもって負担控除するということで、税徴収という意味では不公平が生じているのではないかなと私は思うんですが、この点についてのご見解をお聞かせいただければと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 ワンストップ特例制度におきましては、所得税からの控除は行われず、全額が翌年度分の住民税から控除されることとなっております。制度はふるさと納税制度の手続を簡素化し、より身近な制度とすることによりまして、さらに制度を拡大するために導入されたものでございます。議員のご指摘のような点もございますが、制度に基づきまして今後とも対応してまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。国の地方創生という名のもとでの制度ですので、その制度に関しては、今現在のところは、市としては有効に、PRであるとか謝礼品の拡大などによってさらに進めていきたいということですが、やはりふるさと納税制度、不安定というんですか、不確実性のある制度だと思いますので、その辺については注意しながら来年度も進めていっていただきたいなというふうに思います。

最後に、3番目の②高齢者福祉サービスの充実について、緊急通報装置の設置、配食サービス事業の拡充についての考え方をお示しいただきました。制度を作成するに当たっては、高齢者等の実態や介護サービスの需要等を把握するための調査を実施していると思います。今後生活していく上で必要なサービスについてのアンケートで、緊急通報装置の設置及び配食サービス事業に該当する地域における見守り体制づくり、また食事の確保を必要なサービスとしている対象者の回答はどのような状況にありましたでしょうか。お願いします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ご質問のアンケート調査でございますが、第6期高齢者福祉計画を策定するに当たりまして、高齢者の実態や介護サービス等のニーズを把握するために、平成26年3月に日常生活圏域ニーズ調査を実施してございます。

この調査では、一般高齢者、一般中高年、要介護・要支援認定者、高齢者福祉サービス利用者、ケアマネジャー、介護サービス事業者の6つに対象者を分けまして調査を行ってございまして、要支援・要介護認定者につきましては、認定を受けている方のうち、施設入所者を除きました2,448名に調査票をお送りしまして、1,538名からの回答をいただいております。

ご質問の、要支援・要介護認定者の方の今後生活をしていく上で必要なサービスについてという設問に対する回答でございますが、介護者への精神的・経済的な支援が35.2%と最も高い数値になってございまして、ご発言にございました地域における見守り体制づくりにつきましては

29.5%で3番目、食事の確保につきましては17.8%で8番目というような数値を示してございます。

なお、ただいま申し上げました内容につきましては、前段で申し上げました6つの対象者全体に係る回答を得た結果でございまして、このアンケート調査の中に第2号被保険者で認定を受けた方からの回答がどのくらい含まれているのかまでの分析はいたしてございませんので、ご承知いただきたいと存じます。

○深谷秀峰議長 木村議員。

○5番（木村郁郎議員） ありがとうございます。ただいまご答弁いただきました調査結果から、今部長がおっしゃったとおり、そのままというわけにいかないから、推察いたしましても、①でお伺いいたしました70人の中にも緊急通報装置と配食サービスを必要とされている方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

今回の質問に当たり、市内施設勤務のケアマネジャーさんより、日ごろ高齢者等の皆さんと接している中で感じる事、感じている事についてのご助言をいただきました。その方はお話の中で何度も、第2号被保険者で特定疾病のある認定者の方にも救いの手を差し伸べてほしいと訴えられていました。

サービスを必要とされている方へ救いの手を差し伸べることができるのは、やはり市役所だと思います。第7期高齢者福祉計画の計画策定に向けて、第2号被保険者で認定者の方の日常生活状況の実態把握と拡充の必要性について検討していただくことを再度お願い申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○深谷秀峰議長 次、20番宇野隆子議員の発言を許します。20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

安倍政権による安保法制、戦争法やTPP、社会保障や労働法制の改悪に消費税増税、そして原発再稼働や沖縄の米軍基地建設などあらゆる分野の暴走に対し、国民が反対の声を上げています。また、貧困と格差の是正が日本社会の大問題になっているにもかかわらず、国の2016年度予算案は、庶民には消費税の大増税と社会保障の切り捨てを押し付ける一方で、空前の利益を上げている大企業に対しては、法人税実効税率を現行の31.11%から20%台に引き下げ、さらに軍事費は5兆円を超える史上最高の規模で、国民に背を向けるものとなっております。

そのような中で、市政が市民の暮らしと福祉、教育の向上、地域経済の活性化が図られることを求める立場から質問をいたします。

最初に、地方財政計画について、1、国のトップランナー方式の導入について質問をします。

総務省は、2016年度から民間委託や指定管理者制度などの導入で削減した経費を標準の水準として、地方交付税の算定に結び付けるトップランナー方式を導入します。新たに導入されるトップランナー方式は従来の算定基準とは全く異なり、行革などで経費を抑えた市町村の水準をその基準として市町村に交付する交付税を算定するものです。これは、市町村に行革による経費削減を競わせ、成果を上げられなかった市町村は効率化が図られなかったとして、地方交付税の

減額要因となります。

このようなやり方は、地方交付税制度の趣旨に反するものです。経費削減や効率化を図るために市町村のいろいろな業務に対して、政府は見直し方針を出す予定です。例えば、今まで市町村が責任を持って行っていた業務を民間委託にし、経費削減するよう見直しさせることです。

もちろん市町村は、住民の福祉の向上に関係ない無駄は省いていかななくてはなりません。しかし、市町村が行う行政サービスを具体的にどのように行うかは、それぞれの市町村で決めるべきものです。市町村が直接行うのがいいのか、あるいは民間に委託するのがいいのか、それぞれの市町村の事情や考え方で、どうするのが最大いいのかという答えが違はずです。

それぞれの市町村の事情を鑑みず、地方交付税の算定基準を民間委託などの業務改革などの内容にすることは、地方自治の本旨に反するものではないでしょうか。地方交付税の算定方式を変えて、国が望む行革を実施するように誘導することは、市町村のことは市町村自ら決めるという団体自治に反するものです。

ここで3点伺います。

1点目はトップランナー方式の導入についてのご見解を伺います。

2点目は市立図書館の管理業務について伺います。

トップランナー方式の取り組みの概要では、地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての23業務について、トップランナー方式の検討対象としております。地方の反発を受け、このうち学校給食の調理・運搬や学校用務員事務など16事業について平成28年度に着手、地方団体への影響等を考慮し、おおむね3年から5年程度かけて段階的に反映し、残る業務について平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入するとしております。

その中に図書館も上がっております。私は、市立図書館は人間が生きていく上でさまざまな知識を得られる場所であり、市民にとってもまた何が今必要なのか、文化の情報発信の場でもあり、教育行政の要となっております。指定管理はなじまない、民間委託はすべきではない、このように思っております。平成25年度に市立図書館協議会が、指定管理者はなじまないという答えを出しております。検討対象の業務の中の1つとなっている市立図書館の管理業務についての考え方を伺います。

3点目は、交付税確保の見通しについてです。全国市長会が昨年11月12日、理事・評議員合同会議決定で、平成28年度国の施策及び予算に関する提言を行いました。その中の地方交付税の総額の確保に関する提言で、地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならないとして、トップランナー方式を批判しております。臨時財政対策債や合併特例債などと関係のない次元での地方財政計画で決める交付税は確保されるのかどうか、本市の見通しについて伺います。

2番目に原発問題についてです。東京電力福島第一原発事故発生から3月11日で5年を迎えようとしております。今も10万人以上が故郷を追われ、厳しい避難生活を送っています。また、原発事故は収束するどころか、汚染水問題が深刻になっており、先の見えぬ事故収束作業が続い

ております。東京電力福島第一原発の重大事故は、原発が重大事故を起こせば取り返しのつかない被害をもたらすことを浮き彫りにしました。

にもかかわらず、九州電力は鹿児島県の川内原発1、2号機を再稼働させ、福井県の関西電力高浜原発では、3号機が今年1月に再稼働、営業運転に入っており、4号機も再稼働すれば、国内2カ所目の複数炉運転の原発になる予定でした。2月26日に再稼働したばかりの関西電力高浜原発4号機が、わずか3日後の29日に緊急停止、点検のため原子炉の温度を下げる冷温停止状態に入っております。トラブルの原因が不明で、改めて再稼働させるめどは立っておりません。

再稼働を強行した関西電力や安倍晋三政権はもちろん、再稼働を認めてきた原子力規制委員会の責任は重大です。さらに、関西電力は高浜原発で、運転開始から40年を経過した老朽原発の1号機、2号機についても再稼働を目指しており、原子力規制委員会も新しい規制基準に適合すると認める審査書案を公表しています。4号機が冷温停止に入り、再開のめどが立っていないことは原発再稼働の危険性を改めて浮き彫りにしております。原発の再稼働は中止すべきです。

そこで、1、東海第二原発について4点伺います。

1点目は、再稼働の是非まで判断できる権限を持つ安全協定見直しについてです。現在の東海第二原発の安全協定では、茨城県知事と東海村だけが再稼働の是非を判断する権限を持ち、隣接市町村には権限がありません。避難計画の策定が求められる隣接市町村が再稼働の是非の判断には参加できない、このような仕組みは論理に反します。

この現状に対し、本市と日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市の市長6人が立ち上げた原子力所在地域市長懇談会を筆頭に、周辺9市町村と連携しながら、安全協定の見直しを求めて行動されておりますけれども、まだ残念ながら実現しておりません。適合性審査決定の前に早急に安全協定を見直し、関係市町村まで権限拡大することについて、市長にお伺いいたします。

2点目は、東海第二原発の20年延長申請に市長が反対することについてです。国の原子力規制委員会は原発の寿命を原則40年と定めております。しかし、特別点検を実施すれば、一度だけ20年の運転期間の延長、つまり通算60年の運転が認められる例外規定があります。

東海第二原発の場合、2018年11月をもって40年となり、ここで運転をやめなければなりません。日本原電が、原子力規制委員会に対して運転期間延長認可制度への申請が必要となる時期は、2017年8月28日に迫っております。私は、被災した東海第二原発をこれ以上運転させようとする20年延長申請に強く反対をいたします。20年延長申請に対して、市長のご所見を伺います。

3点目は、県の避難計画と本市の具体化についてです。現在、県の避難計画と本市の具体化がどのようなになっているのか伺います。

4点目は、避難は不可能であり、再稼働しないで廃炉を求めることについてです。東海第二原発は、ご承知のように38年、稼働してからたっておりまして、老朽化著しい施設です。30キロ圏内には97万人の人が住んでおり、事故が起きたときに素早く安全に避難することは困難です。常陸太田市民の命と暮らしを守るために、そしてこのふるさとを守るために再稼働は認めない、廃炉を求める立場で、ぜひ市長にはリーダーシップを発揮してほしいと、このことを常々求

めてまいりました。

市長は、発電所の再稼働や廃炉の判断については、施設の安全対策としての新規規制基準適合の審査や安全協定の見直しなどの課題が残っており、判断する時点ではないとのこれまでの答弁です。改めてこの問題について、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、福島第一原発事故についてです。甲状腺検査の実施について質問します。昨年8月25日、北茨城市が発表した甲状腺超音波検査事業実施結果によりますと、福島第一原子力発電所の事故当時、0歳から18歳だった北茨城市民を対象に実施した甲状腺エコー検査などにより、3人の子どもが小児甲状腺がんだと診断されました。

北茨城市は、この子どもの甲状腺がんの原因については、福島原発事故の放射線の影響とは考えにくいとしておりますが、今回の北茨城市で甲状腺検査を受けた子どもたち4,777人中、3人が甲状腺がんだった。つまり、北茨城市の子どもたちの1,592人に1人が甲状腺がんだったという事実と、福島原発事故前の日本の国全体における小児甲状腺がんの推定罹患数、国立がん研究センターがん対策情報センターによりますと、1年間に100万人にゼロから3人で推移していたという事実、これはあまりにもかけ離れております。

事故後、3月22日の常陸太田市の水道水の放射性ヨウ素は、水府地区1キログラム中245ベクレル、金砂郷地区150ベクレルで北茨城市の118ベクレルより高かったわけです。また、茨城県によりますと、常陸太田市や日立市など5地区のハウレンソウから、国が示した規制値1キロ当たり2,000ベクレルの3から7倍程度のヨウ素131が検出されたという発表もあります。

県内で甲状腺がんの検査を行っているところは、東海村、北茨城市、高萩市、かすみがうら市、常総市、龍ヶ崎市などでありますけれども、甲状腺検査は早期発見できるし、異常なしとわかれば安心でき、いつまでも不安を持ちながら生活しなくてもいいのです。

また、検査費用ですが、昨年11月19日、私ども日本共産党茨城地方議員団が政府交渉を行い、このときに放射能被害への対策に関連して、子どもの健康調査の実施を求めた質問の中で、国の震災復興特別交付税枠の原発事故関係のうち、子どもの生活支援等に該当することが明らかになっており、本市でも対象となっております。子ども、市民の健康を守るために、市独自の判断をすべきなのではないでしょうか。子どもの甲状腺検査の実施を求めます。ご答弁をお願いします。

3番目に、認知症対策について伺います。

愛知県内で認知症の男性、当時91歳の方が、一人で外出中に列車にはねられ、死亡した事故を巡り、男性の家族がJR東海から損害賠償を求められた訴訟で、先ごろ最高裁が賠償責任はないとする判決を言い渡しました。民法の監督義務者の規定に基づいて、家族の責任ばかりを一律に求めることに歯止めをかけた判決の意味は重いものがあります。

同時に、認知症の人の事故をどのように防ぐのか、事故があった場合の損害をどう救済するか、社会的な仕組みなどの検討を求める声も上がっております。認知症による行方不明者が年間1万人を超え、鉄道事故による認知症の犠牲者が1年間で20人以上もいる状況は大変深刻です。認

知症の人が自由に出歩ける地域づくりの努力も各地で進んでおりますが、国や自治体はもっと積極的に支援をすべきです。認知症の高齢者が現在500万人を超え、今後も急激な増加が避けられない中、認知症の人も家族も地域の中で孤立することなく、安心して暮らせる仕組みや環境を整えることが急がれていると思います。

1点目は、第6期高齢者福祉計画についてです。2016年度から2018年度の3年間までを計画期間として策定された、第6期常陸太田市高齢者福祉計画の中の重点目標「地域で安心して暮らせる環境をつくります」で、認知症施策の推進で1，認知症に対する知識の普及・啓発，2，認知症家族介護者支援，3，訪問サービスによる在宅生活のサポートの推進体制の構築の3点を柱に、それぞれの計画が示されております。早期診断，早期対応のための認知症初期支援チームが2019年度，平成30年度までに設置するとしておりますけれども，どのように現在，検討されているのか，初期支援チームはいつ，どこに設置するのか伺います。

2点目は，地域での日常生活・家族支援の強化についてです。認知症施策や事業の企画調整を行う認知症地域支援推進員は，誰がどこに，どのような人材を配置していくのか伺います。

3点目は，認知症の実態把握と具体的対応についてです。2点ありますが，認知症対策担当の設置など体制の強化について，もう1点は介護保険を利用していないけれども，認知症と推測される人の実態把握について伺います。

4点目に，認知症についての理解と周知についてです。認知症に対する正しい理解を深めるため，ひたちなか市で実施しています認知症キッズサポーター養成講座があります。子どもでも誰でもできるような認知症高齢者の方や家族を温かく見守り，声かけなどの小さな支援をすることです。

そこで，2点お伺いいたしますけれども，1点目，認知症への理解を福祉教育に位置づけ，小学校を卒業以降の子どもの基礎知識となる取り組みについて。2点目，市内の高校で認知症サポーター講座の開催について伺います。

4番目に，太陽光発電について，太陽光発電の現状と推進について伺います。

本市では，住宅に設置する出力10キロワット未満の太陽光発電システムに対し，補助を行って太陽光発電の整備の推進を図っております。また，市内の遊休地に設置した出力10キロワット以上の太陽光発電も大変目立つようになっております。太陽光発電の推進は重要ですが，先の鬼怒川決壊ではメガソーラー設置の掘削に一因があるのではないかとされておりまして。

また，土砂災害発生など安全性や景観上，生態系上から，地元住民から不安が上がるなど，住民と業者とのあつれきも問題になっております。太陽光発電施設に関し，事業者に必要な設置を促すため，茨城県が独自のガイドラインを策定することを決め，つくば市は適正な設置を促す条例とガイドラインの策定に着手しております。

ここで，3点伺います。太陽光発電の現状と推進についてが1点目です。

2点目は，太陽光発電の設置箇所における安全性についてです。現在，小さいものでは個人の庭先また畑，隣地などに設置されておりますけれども，安全に設置されているのかどうか，把握しているのかどうか，このことについて伺いたいと思います。

3点目は、大規模な太陽光発電計画は事前協議を行うことを市の環境基本条例に追加すること、このことを提案したいと思いますが、ご所見を伺います。

最後5番目になりますが、市の奨学金について、市独自の給付制奨学金の創設について質問します。

本市では、既に返還型奨学金貸与制度があります。そして、新年度から、若者定住を目的とした奨学金返還金に対する助成制度、常陸太田市じょうづるさん奨学金助成制度です。この制度を創設する方針となっております。

日本政策金融公庫が行った2015年度の教育費負担の実態調査結果によりますと、高校入学から大学卒業までに必要な入・在学費用は、子ども1人当たり880万円となっておりまして、年収400万円未満の世帯では教育費の負担が4割に達するという調査結果が出ております。家計の中に占める教育費の負担が実に大きくなっていることがわかります。

高過ぎる学費のもとで今、学生の2人に1人が奨学金制度を利用していますが、その大半が有利子の制度になっているため、卒業するときには多額の借金を背負って社会人としてのスタートを切らなければなりません。返すことへの不安から奨学金を利用するのをためらい、アルバイトを幾つもかけ持ちして、ブラックバイトでもやめることができず、精神的にも肉体的にも追いつめられる若者がたくさんおります。

高校や大学で学ぶことは個人の利益だから、負担をするのが当たり前だとする受益者負担の考え方を教育に当てはめることは、私は間違いだと思います。子どもたちが豊かな教育の中で学び、育まれたものが社会に生かされ、未来社会の進歩に貢献することを考えれば、国や自治体が生きた子どもたちの教育に責任を持つのは当然のことです。奨学金の本来の役割を果たすために、学習意欲がある学生へ、市独自の給付制奨学金制度の創設を求めます。ご所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 議員のご質問の順序とは異なりますけれども、原発問題に関してご答弁を申し上げたいと思います。

初めに、再稼働の是非まで判断できる権限を持つ安全協定の見直しについてであります。これにつきましては、平成24年7月の6市村の首長から構成されます原子力所在地域首長懇談会によりまして、東海第二発電所の原子力安全協定の見直しについての要望書、あるいは平成26年3月の同懇談会と日本原子力発電との東海第二発電所の安全確保及び環境保全に関する覚書等によりまして、強く主張をしてきているところであります。

平成26年12月の、原発周辺15市町村の首長で構成する東海第二原発安全対策首長会議から日本原子力発電に対しまして、東海第二発電所周辺地域の安全確保に関する申し入れにおきましても、この中で原子力安全協定の見直し内容として、協定締結市町村の拡大、そして本市が含まれることとなります発電所から20キロメートルの範囲の市町村を、所在市町村と同等の権限へ引き上げる、協定における権限の拡大を要求しているところでございます。

また、発電所の運転再開の可否の判断等の重要事項にかかわる協議に際しましても、発電所から20キロメートルの範囲の市町村が参加できる権限を確保できるよう、要求をしているところでございます。この要求に対しまして、日本原子力発電からの回答によりまして、国の安全審査等による新規制基準の結果に基づき、茨城県や関係自治体に東海第二発電所の今後の判断を求める前に、安全協定の見直しをすることが確認をされているところであります。

次に、2番目の東海第二原発の20年延長申請についてであります。これにつきましては、再稼動についての議論の中で判断をしてまいりたいと思っております。避難は不可能であり、再稼動しないで廃炉を求めることについてであります。国の原子力規制委員会の新規制基準への適合審査の結果、あるいは茨城県の原子力安全対策委員会による検討や茨城県原子力審議会における審議を注視しながら、安全協定の見直しが完了した時点で、避難計画の実効性を検証した上で、再稼動や20年延長について判断をしてまいりたいと思っております。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 総務部関係のご質問にお答えをいたします。

初めに、国のトップランナー方式の導入についてのご質問の中で、導入についての見解のご質問にお答えをいたします。

国は歳出の効率化に向けた取り組みとして、他団体のモデルとなるような先進的な自治体が達成した経費水準の内容を、基準財政需要額の算定に反映をするトップランナー方式を平成28年度から複数年かけて、段階的に導入することとしております。これは地方交付税の財源保障機能を堅持した上で、自治体が工夫可能な歳出につきまして、業務改革の進捗を交付税の算定に反映をいたすもので、平成28年度は、多くの自治体で民間委託等に取り組んでおります16業務について、地方交付税の積算に反映することとなっております。

当市におきましては、限られた財源のもと、行財政改革を進め、効率的・効果的に質の高いサービスを市民に提供することが重要でありますことから、行政全般にわたり、常に検証、見直しをすることで、国の動向に適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、地方交付税の見通しについてのご質問にお答えをいたします。国では経済財政運営と改革の基本方針2015、いわゆる骨太の方針2015におきまして、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額につきまして、平成30年度まで平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう、同水準を確保していくこととしており、国全体として地方税収や地方交付税の財源を確保することとしております。

このことから、今後におきましても法律等に基づき、地方交付税は確保されていくものと考えているところでございます。しかしながら、骨太の方針2015で示されております国と地方で基調を合わせた歳出改革、効率化を進めていくとの基本的な考え方を見ますと、今後、地方財政計画上の総歳出額の大きな伸びは期待できないものと考えております。

当市におきましては、本年度より普通交付税の合併算定替の段階的な縮減が始まっており、引き続きまして国の動向に注意しつつ、堅実な財政運営をしていく必要があるものと考えていると

ころでございます。

次に、東海第二原発についてのご質問の中で、県の避難計画と本市の具体化についてのご質問にお答えをいたします。

原子力災害に備えた茨城県広域避難計画が、平成27年3月に策定をされたところであり、その中で、計画策定に当たっての4点の基本的な考え方が示されているところでございます。

1点目は、避難先及び避難経路を定めるに当たっては、避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先は30キロメートル区域外とし、同一地区の住民の避難先は同一地域を確保するように努めること、また避難先が複数の市町村となる場合には、一体的なまとまりを確保し、避難経路は避難する住民や車両が錯綜しないよう配慮すること。

2点目でございますが、住民等の避難は放射性物質の放出後、その濃度に基づき段階的に避難を実施すること。

3点目でございますが、要配慮者の避難は安全かつより迅速に行うこと。

4点目でございますが、避難手段は自家用車を基本とし、要配慮者や自家用車を持たないあるいは使用しない住民等につきましては、公的機関が手配をしたバス、福祉車両、自衛隊車両等を充てるほか、鉄道などを検討すること、の内容でございます。

これらの基本的な考え方にに基づきまして、県の計画には広域避難の対象となる市町村の範囲とその避難先、避難経路及び住民避難に係る広報、住民避難の方法、避難所の開設・運営等が定められているところでございます。

この計画の中での当市の避難先でございますが、大子町及び県外とされているところでございまして、現在、茨城県と福島県の協議により、福島県内のおおむね20市町村程度の範囲が示されているところでございますが、今後、両県による調整を経て、避難先市町村における受け入れ可能な避難施設の状況を勘案しながら、具体的に市内各町会ごとの避難先市町村及び避難施設、避難経路等を割り振ることとなります。

また、自家用車を使用しない住民や要配慮の方が集合いたします一時集合場所につきましても、選定をしていくこととなっております。引き続きまして、市広域避難計画の具体化に向け、茨城県や関係機関と調整を進めてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 市立図書館の管理業務についての考え方についてお答えいたします。

公立図書館設置の使命、目的につきましては、地域の歴史と文化を担う生涯学習の拠点施設であります。そのため、継続して安定したサービスを提供する必要があります。また、図書館は地域に根差したさまざまな特色のある取り組みを行う社会教育施設であります。本市の図書館におきましても、市民の読書推進をはじめ、市の課題であります少子化・人口減少対策の一環として、市民や地域おこし協力隊との連携により、赤ちゃんタイムでの読み聞かせや本を通しての交流などを行い、子育てに役立つ事業等を展開し、市民の皆さんから好ましい評価をいただいております。

そのような中、国の地方財政改革における地方交付税改革において、平成２８年度から歳出効率化に向けた業務改革で、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させる取り組みが示されております。この中で、平成２９年度以降、トップランナー方式におけるモデル的な事業として導入を検討するものに、図書館管理の指定管理者制度等の導入が含まれておりますが、現在、国では地域の実情を考慮しつつ、さまざまな課題等を踏まえて、図書館管理を対象事業として導入するかどうかの検討をしており、現在のところ不確定要素がございます。

これまで市の図書館では、社会教育関係、学校教育関係、学識経験者で構成する図書館協議会と指定管理者導入について検討を進めてまいりました。この協議会から、平成２５年３月に指定管理者制度の導入は図書館事業の効果を損なう面が強いとのご意見をいただいております。これらの意見を踏まえつつ、このような中で既に指定管理者制度を導入しているところもございますので、これらの指定管理者制度のメリット、デメリットを参考にしながら、今後図書館のあり方について研究するとともに、今後は国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、認知症についての理解と周知に関するご質問の中で、認知症への理解を福祉教育に位置づけ、小学校卒業以降の子どもの基礎知識となる取り組みについてお答えいたします。

高齢化が進行している本市の状況を踏まえ、高齢者に多く見られる認知症については市民全体の課題であり、さまざまな要因等により多くの人が発症すると考えられておりますので、学校教育の中でも計画的に取り上げて、その理解を深めていくことが大切であると考えております。

特に、児童生徒に対しましては、認知症を含む高齢者に対する理解を深め、偏見や差別意識を持つことなく、互いを尊重する人権意識や思いやりの心を育てていくことが重要であると考えております。現在、各学校におきましては、認知症を含むさまざまな疾病や障害への理解を深めるために、児童生徒の発達段階に応じながら、福祉施設等での体験学習やボランティア活動等を行っているところであります。

さらに、市の社会福祉協議会が主催する中学高校生福祉チャレンジセミナーに複数の中学校の生徒が参加し、高校生と一緒にさまざまな体験プログラムに挑戦することで、福祉に関する理解を深めております。このほかにも、平成２６年度には小学校１校、平成２７年度には小学校３校、中学校１校が、同じく市の社会福祉協議会が主催する認知症サポーター養成講座を活用しております。この講座を通して、児童生徒が認知症を正しく理解し、認知症の方々や関係者の方々を温かく見守り、サポートできる思いやりの心や態度を育成しているところであります。

一方、教職員も教育活動全体を通して、児童生徒の福祉に関する意識を高めていけるよう、夏休みに開催する教職員福祉セミナーに、毎年約２０名が参加しているところであります。

教育委員会といたしましては、今後とも認知症を含む高齢者への理解を深め、思いやりの気持ちを持って行動を起こせる児童生徒を育成するため、福祉教育の充実が一層図られるよう、各学校の取り組みを支援してまいります。

次に、市独自の給付制奨学金の創設についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市が行っております奨学金制度につきましては、経済的な理由により就学が困難な高校生や大学生等に就学を保障するために、教育を受ける機会均衡を図るとともに、有為な人材の

育成を図るため奨学金を貸与するという趣旨で実施をしております。

本市の場合、奨学金の利子が無利子であること、卒業後1年間の返還猶予期間があること、返還期間が高等学校は5年以内、大学にあっては10年以内の長期であること、その他返還猶予や返還免除の規定もあり、利用者にとっては大変利便性の高い内容になっております。

奨学金の決定につきましては、人物や学業成績の基準も設けておりますが、家計選考の基準に重点を置き、学資の支弁が困難である方を優先とする選考基準としております。また、来年度からは人口減少・定住促進対策の一環といたしまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、本市への新しい人の流れの創出を基本目標に掲げ、じょうづるさん奨学助成金制度を創設したところでございます。この制度は……

〔「分かってます」「それ私話しましたから」「創設することについてのみお願いします」

「時間なくなってしまう」と呼ぶ者あり〕

○中原一博教育長 はい分かりました。はいすみません。ご質問にあります市独自の給付制奨学金の創設につきましては、前回の12月定例会において答弁しておりますとおり、奨学金制度の基本的な考えといたしましては、貸与を受けた優良な生徒や学生たちが大学等を卒業後に職を得て、社会貢献を果たしながら奨学金を返還していくという奨学金制度の大原則にのっとり、現在のところ考えてはございません。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 まずはじめに、福島第一原発事故についてのご質問で、甲状腺検査の実施についてお答えをいたします。

甲状腺検査の実施につきましては、議員のご発言にもございましたように、これまでの定例市議会の一般質問において、茨城県では健康診査は実施する必要がないと考えていることや、県内の自治体の検査結果などを踏まえまして、市といたしましては甲状腺検査を実施する考えがない旨、お答えをしてきたところでございます。

福島県におきましては、平成23年度から甲状腺の超音波検査を実施しておりまして、昨年5月に福島県の県民健康調査の検討委員会の甲状腺検査評価部会の中間取りまとめが発表されておりました、約30万人が受診をして、112人が甲状腺がんの悪性ないし悪性の疑いと判断されたという報告がなされたところでございますけれども、この判定結果につきましては、被曝線量がチェルノブイリ事故と比べてはるかに少ないことや、事故当時5歳以下の者からの発見がないことなどから、放射線の影響とは考えにくいとしております。

また、国の事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間報告におきましても、先行検査で発見された甲状腺がんについて、同様の理由で原発事故由来のものであることを積極的に示唆する根拠は現時点で認められないとされてございます。

さらに、茨城県においても、特に健康診査を実施する必要がないとの専門家の意見等を踏まえ、実施しないこととしており、その方針に変わりはありませんので、これまで同様、現段階では市といたしまして、独自に甲状腺検査を実施することは考えてございません。今後とも、国・県

の対応方針や福島県の調査結果を注視し、県内各自治体の動向などを見きわめながら、適時適切に対応してまいります。

なお、国の専門家会議において、茨城県のような近隣県におきましては、まず福島県の健康管理を見守る必要があるとされ、また不安を持つ住民に対しましては、個別の相談などの取り組みを行うべきとされておりますので、市といたしましては、引き続き健康不安をお持ちの方に対しましては、各窓口や乳幼児健康診査、乳幼児訪問等において個別の健康相談に応じるなど、さまざまな機会を通じて情報提供に努め、それらの取り組みの中で、日常生活における放射線に対する不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、認知症対策についてのご質問で、認知症初期集中支援チームをいつ、どこに設置するのかとのご質問にお答えをいたします。

認知症初期集中支援チームにつきましては、介護や医療の専門家によるチームで、家族や周囲からの相談を受けて認知症が疑われる方への支援を行うものでございますが、第6期常陸太田市高齢者福祉計画の中で、チーム員の確保に向けまして、認知症疾患医療センター等関係機関との調整を図りながら、平成30年度において地域包括支援センター内に設置するということといたしてございまして、現在は市の社会福祉協議会との間で、社会福祉協議会の組織体制の充実、強化も視野に入れまして、検討協議を行っているところでございます。

続きまして、認知症地域支援推進員の配置についてのご質問にお答えをいたします。

認知症地域支援推進員の配置につきましても、第6期の高齢者福祉計画で、平成30年度において保健師または看護師等を地域包括支援センター内に配置することといたしております。認知症地域支援推進員は、前段のご質問の認知症初期集中支援チームと連携を図りながら、地域の実情に応じた認知症施策の企画調整を行うという大変難しい役割を担うこととなりますので、市の医師会や地域包括支援センター等と十分連携協議を重ねながら、適切な人材の配置を行ってまいります。

続きまして、認知症対策の体制の強化についてのご質問にお答えします。

本市における認知症施策につきましては、市の社会福祉協議会や地域包括支援センターが中心となりまして、健康教室や認知症サポーター養成講座の開催などを通じて、周知啓発や人材育成を行うとともに、家族からの相談あるいは地域からの情報提供などをもとに、市の高齢福祉課や健康づくり推進課、市民協働推進課内の消費生活センターはもとより、医療機関、高齢者福祉、介護保険サービス事業所等と連携を図りながら、見守りや支援、サービスの必要な方への対応支援等を行っているところでございます。

議員ご承知のように、2015年の制度改正によりまして、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図るために、認知症への取り組みをより積極的に進めるということを目指して、市町村や地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置するとともに、認知症の初期状態から専門職が支援を開始できるように、認知症初期集中支援チームを設置することとされております。

本市におきましても、前段のご質問でお答えいたしましたように、第6期の高齢者福祉計画の

中で平成30年度までにそれぞれ配置，設置を行うことといたしております。現在，市の社会福祉協議会との間で職員の増員等も含めまして，地域包括支援センターの充実強化に向けた協議を行っているところでございます。

続きまして，本市における認知症高齢者の実態についてのご質問でございますが，要介護認定者を対象として見るのが1つの目安となりますので，そちらの状況で申し上げますと，本年2月1日現在で要介護認定者数3,138名に対しまして，その65%に当たる2,048名に何らかの認知症状が認められている状況にございます。

議員ご質問の要介護認定を受けずに認知症と推測される方を把握することは，現状においては困難でありますので，平成22年に厚生労働省が示した認知症有病率推定値の考え方で申し上げますと，高齢者全体の15%が認知症であると推定しておりますので，それをもとに推計いたしますと平成27年11月1日現在の本市の常住人口では，65歳以上が1万7,539人でございますので，その15%に当たります約2,630人が認知症であると推測されるものと考えてございます。

続きまして，認知症についての理解と周知についてのご質問で，市内の高校生に対する認知症サポーター養成講座の開催についてのご質問にお答えをいたします。

本市では認知症を正しく理解し，状況に応じて認知症の方をサポートできるよう，介護者や市民を対象といたしまして，認知症介護アドバイザーによる認知症サポーター養成講座を，平成21年度から社会福祉協議会に委託をして実施しております。市内に居住または勤務，在学する方で，15名以上の団体あるいはグループが申し込みできることとされておまして，今年度も小中学校や消防団等のさまざまな団体等から受講申し込みがございまして，既に27回開催され，1,011名が受講をいたしております。

学校関係で申し上げますと，小学校で3校，中学校で1校において同講座を開催しておりますが，ご質問の高校においては残念ながら開催されてございません。なお，高校生を対象といたします講座につきましては，市の社会福祉協議会が中高生福祉チャレンジセミナーという形で開催しております。中学生，高校生合わせまして25名が受講いたしております。今後も引き続き，多くの方々に認知症への正しい認識を深めていただきたく講座の開催に努めるとともに，小中学校，高等学校に対しましても積極的に開催されますよう，案内方の働きかけを行ってまいります。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

〔樫村浩治市民生活部長 登壇〕

〔「すみません。時間ありませんので簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 宇野議員，静粛に願います。

〔「時間がもうありませんので」と呼ぶ者あり〕

○樫村浩治市民生活部長 それでは，時間がないということですので，簡潔にご答弁申し上げます。

〔「はいお願いします」と呼ぶ者あり〕

○樫村浩治市民生活部長 太陽光発電の現状と推進でございますけれども，本市におきます太陽

光の設置事業につきましては、全体で約9,500キロワットございます。その中で太陽光発電につきましては、エネルギー全体の25.2%を占めてございます。太陽光発電だけで換算しますと、一般的な家庭の平均的な年間使用料で申し上げますと、約6,600世帯を賄えるという容量になってございます。

また、一般家庭で設置されております太陽光発電でございますが、これまでに1,055件設置をされてきてございます。一般家庭で考えますと、約430万キロワットの年間発電が見込まれている状況でございます。太陽光発電全体で申し上げますと、一般家庭では約18%を占めているというふうな状況になってございます。

続きまして、太陽光発電の設置箇所における安全性についてでございますけれども、太陽光発電施設の設置につきましては、事業用地の地目、それから利用面積などによって関係法令、それぞれ伴う届け出、申請先などによって変わってまいります。市におきましては関係法令に基づく手続を市で行う場合、また許認可の手続を国及び県で行う場合の意見書の提出などによって、土地利用状況の安全性を確認することと既にしております。

しかし、雑種地を利用する事業など……

〔「早いよ」「聞きづらくて駄目」「いやよく分かります大丈夫です」

「そういうことじゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○樫村浩治市民生活部長 それでは続けてご答弁申し上げます。しかし、雑種地を利用する事業など、届け出及び許認可などを必要としない場合もあることから、現在は関係各課が協力して積極的に情報を収集し、共有、連携する体制を既に整えてございます。また、県などの関係機関と連携した指導を実施することによりまして、土地利用の確認、管理を行い、引き続き安全性の確保を図ってまいります。

続きまして、大規模な太陽光発電計画は事前協議を行うことと、それを市環境基本条例に追加をするということについてのご質問でございますけれども、土地の利用状況を含め、その全体計画を把握し、安全確保を図ることは極めて重要であるというふうには認識をしております。しかしながら、事前協議につきましては、環境基本条例の趣旨に照らし合わせながら、可能かどうかこれを検討してまいりたいと考えております。

また、ご発言にありましたガイドラインについてでございますけれども、県と連携をして必要な情報を把握し、安全や景観を守るための適切な対応をとることは極めて重要であるというふうには認識をしております。県においては、太陽光発電施設の建設に関しましては、立地を避けるべきエリア、その指定、それから適切な維持管理などの項目を盛り込んだガイドラインを策定し、太陽光発電の適切な実施に向けた対応をしていきたいということで、このガイドライン策定が示されました。本市においても、これらの県の策定状況を見ながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 1点目のトップランナー方式の導入についてですけれども、29年度対象になっております図書館ですけれども、先ほど図書館の役割というのは、教育長からる述べられました。そして、図書館協議会の中でもこの指定管理者制度はなじまないと、こういうことではっきりと答申が出ているわけです。ですから、この常陸太田市がどういうふうに図書館の運営について、進むべき道がはっきりしているのではないかとこのように思うわけです。国の動向を見ながらデメリット、メリットの話もありましたけれども、やはりきちんと市が責任を持って運営できるような、そういう方針で進めていっていただきたいと、これは要望ですので答弁は結構です。

2点目ですけれども、福島第一原発事故ですけれども、甲状腺検査の実施、本市はどうするのかと。近隣の市町村で、既に先ほども上げましたけれども、やっているところがあるわけです。近隣の市町村の動向を見ると言っておりますけれども、国、政府においては、震災復興の中で子ども支援の中で交付税措置はありますということです。やはり希望者にはきちんと受けさせる、そういう体制を作っていくことが私は必要なのではないかとこのように思いますけれども、これについて一言だけご答弁をお願いします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 議員のご発言にございましたように、他市の事例等があるということでも私どもでも承知をいたしております。それらを伺った上でも、直接今回の福島原発の影響によるものであるという認識に立つということには至りませんものですから、今の段階では県あるいは国の考え方を踏まえまして、実施する考え方はないと申し上げてございます。ただ、今後においてはそういった国、県の動きをさらに注視しながら、市の対応については行っていくということでお答えをしております。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 持ち時間1分です。

宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） もう1点目だけ、認知症のところで初期のチームを作るということですけれども、30年度までということになっておりますけれども、今、社協と話し合いもしていると。私は、認知症の方々に対する対応というのは、もう明日にでも設置していかなければならないものだと思っておりますけれども、できるだけ30年を待たずに早目に設置できるように努力していただきたいと思っておりますけれども、この点について伺います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 認知症チームの編成につきましては、まず包括支援センターあるいは社会福祉協議会の体制をきちっと整えるということが重要であると認識しております。それらを踏まえまして、できるだけ早期にチーム編成ができるように努めてまいりたいと考えております。

○20番（宇野隆子議員） ありがとうございます。終わります。

○深谷秀峰議長 以上で、一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は明日、定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前 11 時 42 分散会